

【震災復旧・復興に関する地区説明会（室・湖西地区）】

主な質疑（概要）

○：参加者からの意見・質問

●：町の回答

※：補足事項

●西荒屋小学校は7月末～8月上旬にかけて、校舎の杭の調査を行った。杭は一部損傷が見られたが、補修すれば建物はそのまま利用可能なため、再利用したい。9月3日から始まる議会において、工事の実施設計費の補正予算を計上する予定である。

●北部保育所についても西荒屋小学校周辺で建設予定である。学校の実施設計と同じく、9月の補正予算に調査費を計上し対応していきたい。

○室の圃場整備地区で建設中の建設型応急住宅の抽選方法を教えてほしい

●これまでの75戸の建設型応急住宅は個々の被災世帯の必要度に応じて、町で選考し決定を行ってきた。室地区の建設型応急住宅についても、個々の申し込み内容を精査した上で決定していくこととなる。応募資格は、現行の建設型応急住宅の要件と変更はなく、みなし仮設や一人暮らしからの住み替えも可能である。ただし、他の建設型応急住宅からの住み替えは不可能となる。建設中の建設型応急住宅については、2DKが17戸、3DKが3戸、併せて20戸となる。

○室公民館について、ホールや和室調理室は使用禁止となっているが、横の和室の利用は問題ないか

●事務所および和室は専門家の判断により使用可能である。なお、修繕についてはホールや和室調理室の損傷が大きく、改築の方向で国と協議を進めており、時期についても早急に対応したい。

○仮設の水道管の凍結について

●水道メーターまでの水道管は凍結しないように町で管理するが、メーターより宅地側は凍結の可能性があるため、凍結対策を個々でお願いしたい。

○仮設住宅も個々で凍結防止策が必要ということか。

●仮設住宅の水道管については、町で対応する。

○公費解体の時期について

●解体前の立ち合い後、1～2ヶ月以内に解体工事の着工をしている。9月初旬より県道沿いの湧側から着手し、中道に関しては公園・公民館周辺から順次対応していく。申請順もあろうかと思うが、作業効率性や通行止めの可能性も考慮し、順次進めていく。

○現状では公民館が大規模損壊で使用できないが、今後大規模災害が発生した場合の避難場所はどうするのか。駐車場に仮設のプレハブなど建設できないのか。

- 現状は、避難の際は西荒屋公民館を活用していただきたい。また町として、ほのぼの湯を避難所として開設することも検討している。
 - 突発的に災害が発生した場合は、西荒屋公民館しかない状況か。
 - 現状としては西荒屋公民館しかないと考えている。
 - 仮に駐車場に一時的に避難できる建物があれば良いと思うが、それは無理か。
 - 避難場所として仮設は難しいと考えている。
 - 公民館を修理する間、コミュニティを形成する集まりの場はないのか。
 - 区長からも相談を受けており、湖西の酪農センターの使用を区長に検討いただいている状況である。何らかのコミュニティの場は必要と考えている。
-

- トラブルを防ぐための民民境界の決定を、素人同士が話し合って決めるのか。
 - 液状化で敷地境界がズレている状態である。現状、県道の応急復旧を行っており、並行して測量も実施予定である。その際にズレを測量した上で、道路と民地の境界は明確化したい。民民境界については、基本的には個々で決めてもらうことがこれまでの災害のケースであったが、町も国・県・法務局とも調整させていただき、良い方法で境界を定めることができないかを話している。
-

- 10月を目途に液状化調査検討結果を公表するとのことであるが、液状化防止のための地盤改良工事は、10月以降、対策工法が示されてから補助金申請をすれば良いということか。
 - 公共事業として町が一体的に液状化対策をする場合は住民の合意形成に2～3年を要し、最終的に整備完了するまで10年かかるケースもある。今回の被災宅地等復旧支援制度の地盤改良工事については、個人で行う支援制度であり、早急に実施いただけるものである。
 - ※町の液状化対策を待たずに支援金を活用して傾斜を修復し、個別に再建することは可能。
 - この支援金については応急処置的な位置づけで良いということか。
 - 個人の宅地で地盤改良を行い、その後公共事業で地盤改良を行うとなった時は、その宅地は公共で地盤改良をする必要がなくなると考えられる。地下水位を下げる場合は、より液状化リスクを下げる効果が期待できるのではないか。
-

- 建設型応急住宅に関して、室に20戸ほど建つが、入居資格や選定方法について説明してもらいたい。
 - 応急仮設住宅に入居する条件は、全壊や半壊以上で解体するなどの条件である。住宅がない方や高齢者などを優先的に町で選考して入居者を決定するという流れになる。
 - ※申込要件：住宅が全壊し、居住する住宅がない者又は大規模半壊、中規模半壊、半壊であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う者で自らの資力で住宅を確保することができない者
-

- 建設型応急住宅の申し込みについて、1人世帯は申し込みできるか。
- 申し込みできる。

○建設型仮設住宅に既に住んでいる方については申し込みができるか。室の団地ができる話が出る前に、他地域の建設型応急住宅に入居された方で、室の住宅に申し込みたい方がいる。

●現状要件では、既に仮設住宅に入られている方は、申し込み不可能である。ただご事情も鑑み、そのような要望があったことを県にお伝えしたい。

○今年の冬は、消雪装置は稼働するのか。

●北部地区の消雪装置については、全て破損している状態であり、今冬までの復旧は難しい。可能な限り、道路を応急復旧し機械除雪で対応していきたい。

○県道の消雪装置は復旧が難しいかもしれないが、中道はそこまで液状化の被害がないと思う。消雪の状況は確認したのか。

●消雪の状況は確認しており、ポンプで水が上がらないことを確認している。

○室の建設型応急住宅について、浄化槽ではなく、下水道に接続してもらえないか。下水道を整備していただければ、そこに土地を持っている人は家を建ててもらえるかもしれない。

●応急仮設住宅であり、早急に整備し住んでもらうため、合併浄化槽という形をとっている。内灘町は公共下水道を整備しており、将来的に必要なかどうか検討していきたい。

○復興住宅ではなく仮設住宅とのことだが、町として復興住宅は考えていないのか。室にできる建設型応急住宅をそのまま活用できるとありがたいが、いかがか。

●室の建設型応急住宅については、木造の仮設住宅であり、他のプレハブ型とは異なり、将来的には町営住宅として活用できるものである。アンケートでは災害公営住宅の需要の把握も行っているため、回答のご協力をお願いしたい。

○木造型とはいくらぐらいなのか。各個人で建てることは可能か。

●県が建てている木造の仮設住宅は、現在は被災者のための仮設住宅であるが、期限が過ぎると町の所有となる。将来的に建物取得の希望があれば、払い下げることは可能と説明いただいている。公営住宅の建設費については現在資料がないため、回答しかねる。

○地盤改良について、10戸以上3,000㎡と話があるが、5～6件程度に条件を下げるようなことはできないか。

●公共事業として実施する液状化対策事業については、10戸以上3,000㎡以上のまとまった土地という要件がある。区域取りについては町で検討している。公共事業として一体的に行うのか皆さまと相談していきたい。

○将来的に地籍調査を行って、その後再登記をすることはしないのか。

●今後、境界のズレに対してどのように対応していくか、県道の境界がある程度定まった段階で、民境界は再度地籍調査を行うのかなどまたご相談したい。

○ずれている箇所はそのままということか。

●現時点ではそのままということである。

○木造の建設型応急住宅がいずれは町の公営住宅になるとのことだが、市街化調整区域から外れるということか。

●室は場整備の箇所は町有地があったため建設型応急住宅を建設することができたが、その他は農地であるため住宅を建設することはできない。市街化調整区域では、区域外から新しく居住できないこととなっており、市街化調整区域の解消に向けては皆さまとお話していきたい。